

令和5年度

# 監査結果報告書

定期監査  
(土木建築部)  
(消防局)

大分市監査委員



監査第442号  
令和5年8月15日

大分市長 足立信也 殿  
大分市議会議長 二宮博 殿

大分市監査委員 縄田睦子

大分市監査委員 古庄研二

大分市監査委員 今山裕之

大分市監査委員 帆秋誠悟

## 監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を大分市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

# 定期監査結果報告

## 1 監査の対象、実施場所及び監査の期間

監査の対象及び実施場所	監査の期間	
<p>土木建築部 土木管理課 道路建設課 道路維持課 河川・みなと振興課 建築課 住宅課</p>	<p>令和4年度(令和4年4月1日 ～令和5年2月28日)に係る事 務事業 ただし、補助金等の交付事務に ついては令和3年度分も対象と した。</p>	<p>令和5年3月1日～ 令和5年7月21日</p>
<p>消防局 総務課 警防課 救急救命課 予防課 通信指令課 中央消防署 東消防署 南消防署</p>		

## 2 監査の方法

監査対象課等に対し書類の提出を求め、当該事務が法令等に適合し、正確に行われているか、また、それらを確保するための事務処理マニュアル等が適切に整備され、かつ、そのチェック体制が整い有効に機能しているか等、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の照合、関係職員への質問等、必要な方法を取り監査を実施した。

なお、過去の定期監査において指摘事項及び要望事項が多く見受けられた次の項目を共通項目及び重点項目として定めた。

- 共通項目

- 「支出負担行為事務」「公有財産管理事務」「備品等管理事務」  
「補助金等交付事務」「収入事務」

- 重点項目

- 「契約事務」「公有財産台帳及び備品台帳の整備状況」

### 3 監査の着眼点

分類	リスク	監査の着眼点
支出負担行為	個人情報の漏えい・紛失	・契約書に個人情報取扱特記事項が記載されているか。
	不適切な内容での契約	・契約は、大分市契約事務規則等の規定に基づいているか。 ・契約書に契約者が暴力団員等であることが判明した場合の解除事項が記載されているか。
	横領	・資金前渡は用件終了後、速やかに精算しているか。また、精算せずに新たに資金前渡を受けていないか。
	支給誤り	・支給対象者の受給資格や支給額の算定に誤りはないか。
公有財産管理	不十分な財産管理	・財産台帳が整備され、正確に記録されているか。 ・貸付、使用許可及び異動の内容が台帳に記録されているか。
	過大徴収・過少徴収	・貸付、使用許可及び更新時に申請を受けているか。 ・貸付、使用許可及び更新時における貸付料及び使用料の算定は適正か。
備品等管理	不十分な財産管理	・物品（備品、薬品等の危険物及び切手などの金券類）の出納受払は適正に行われ、帳簿の整備はされているか。 ・紛失、破損、盗難、廃品及びその他不用品の処理は適正に行われているか。
	横領	・物品の現在高は帳簿残高と一致しているか。
補助金等交付	不正請求	・補助対象事業以外の経費を補助対象経費に含めていないか。
	進捗管理の未実施	・手続は、大分市補助金等交付規則等の規定に基づいているか。 ・補助金の額の確定に当たり、実績報告書等の内容を十分に審査しているか。

※収入事務は令和2年度から令和4年度に実施した内容に関するフォローアップを行う。

## 4 監査の結果

### 土木建築部

#### 土木管理課

##### (1) 収入事務について

ア 徴収事務が適正でないもの

大分市手数料条例の規定では、手数料は申請のときに徴収することとされている。

しかしながら、各種証明手数料の徴収について、申請のときではなく証明書交付の際に徴収しているものが見受けられた。

今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。

### 河川・みなと振興課

##### (1) 収入事務について

ア 徴収事務が適正でないもの

大分市手数料条例の規定では、手数料は申請のときに徴収することとされている。

しかしながら、各種証明手数料の徴収について、申請のときではなく証明書交付の際に徴収しているものが見受けられた。

今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。

### 消防局

#### 総務課 警防課

##### (1) 公有財産管理事務について

ア 行政財産使用料の算定が適正でないもの

大分市行政財産使用料条例の規定では、行政財産の使用料の額は、普通財産の貸付料の額の算定方法により算出した額とするとされ、具体的な算定方法は、大分市普通財産貸付基準（以下「基準」という。）において定められている。基準は令和4年2月1日に改正されており、改正基準の附則の規定では、改正後の貸付料の額は、改正基準の施行の日以降の貸付契約に係る貸付料について適用し、施行日前の貸付契約に係る貸付料については、なお従前の例によるとされている。

しかしながら、分署、防火水槽用地等に係る行政財産使用料の算定において、改正基準の施行日前に使用許可をしているにもかかわらず、施行日以降の普通財産の貸付料の額により行政財産使用料を算出して

るものが見受けられた。

今後は、条例等に従い適正な事務処理をされたい。

## **総務課**

### **(1) 備品等管理事務について**

#### ア 備品の管理が適正でないもの

大分市物品取扱規則の規定では、物品管理者は、その所管に属する物品で損傷はなはだしく使用できないと認めるものについては、決裁をうけて処分することができ、物品を処分したときは、直ちに会計管理者に通知しなければならないとされている。

しかしながら、決裁をうけずに備品を処分し、会計管理者あてに物品処分の通知をしておらず、そのまま備品台帳に登録されているものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な管理をされたい。